8　国際保険規制調整官は、命を受けて、国際室の所掌事務のうち保険監督者国際機構その他の保険業に関する国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

9　国際証券規制調整官は、命を受けて、国際室の所掌事務のうち証券監督者国際機構その他の証券取引制度に関する国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

10　海外展開推進調整官は、命を受けて、国際室の所掌事務のうち金融庁の所掌事務に係る国際関係事務のうち我が国事業者の海外における円滑な事業展開の促進に資する環境の整備に関する重要事項についての調整に関する事務に従事する。

11　国際協力調整官は、命を受けて、国際室の所掌事務のうち金融庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

12　金融国際審議官補佐官は、命を受けて、国際室の所掌事務のうち金融国際審議官の事務を整理する。

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

（資産形成支援室等及び金融企画管理官等）

第三条　総合政策課に、資産形成支援室、金融サービス利用者相談室及びサイバーセキュリティ対策企画調整室並びに金融企画管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、研究官五人、金融行政相談官一人及びサイバーセキュリティ対策企画調整官一人を置く。

2　資産形成支援室は、総合政策課の所掌事務のうち国民の安定的な資産形成を実現するための政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる（金融企画管理官の所掌に属させられたものを除く。）。

3　資産形成支援室に、室長を置く。

4　金融サービス利用者相談室は、総合政策課の所掌事務のうち金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関する事務をつかさどる。

5　金融サービス利用者相談室に、室長を置く。

6　サイバーセキュリティ対策企画調整室は、総合政策課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十一項において同じ。）の確保に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。

7　サイバーセキュリティ対策企画調整室に、室長を置く。

8　地域金融生産性向上支援室は、地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

9　地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。

10　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。

11　国会連絡調整官は、命を受けて、国会との連絡に関し、必要な調整その他重要事項の処理に関する事務に従事する。

12　金融企画管理官は、命を受けて、次に掲げる事務に従事する。

一　金融に係る知識の普及に関すること。

二　勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。

13　広報企画調整官は、命を受けて、広報に関する事務の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

14　マクロプルーデンス調整官は、命を受けて、金融庁の所掌に属する検査その他の監督に関する事務を処理するために必要な金融機関及び金融システムに関する情報の収集及び分析を行うことによる政策の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

15　金融行政相談官は、命を受けて、金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関する事務のうち専門的事項に係る事務に従事する。

16　サイバーセキュリティ対策企画調整官は、命を受けて、金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティの確保に関する事務の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

17　研究官は、命を受けて、特定の課題に関する調査及び研究に従事する。

第三条　削除